

國第十三回 參議院外務委員會會議錄第一

昭和二十七年三月二十九日(土曜日)午前十一時五十分開会

出席者は左の通り

理事

四

團伊能君
平林太一君
伊達源一郎君
大隈信幸君

八

事院事務總
法制局長
務政務次官
大臣官房長
岡部 史郎君
石原幹市郎君
大江 晃君

員会専門員 坂西 志保君
常任委員 久保田貫一郎君

会議に付した事件
員法案(内閣提出、衆議院)

○森貢長(有馬英二郎) やなこれより

どうぞ御質疑をお願いいたします。

答弁であります。まず私の第一問に
に対する御答弁であります。しばへ、国
家公務法の特例を云々というお言葉が
使われましたので、私も国家公務員法

制定のときは決算委員としてこれに当つたのであります。が、ずっと見ましても、それを肯定するような法律の條章はありませんのでお尋ねしましたところが、最初の法律にはあつたと併しそれは廃止されたと言われてあるのであります。廃止されたけれどもその精神は生きておると言われておるのであります。が、廃止の必要があればこそ立法府はこれを廃止したのであると考えるのであります。が、その必要を認めて廃止したところの法律の條章がなお生きとるというところの法理は、私は成り立ちがたいのではないかと思いますが、それについての御答弁をお願いいたします。

○吉川末次郎君 十分に実は満足いたしておらんのでありますて、先ほど申しましたように、キャリアディプロマットという者のために特殊の制度を設けてもいい、設けるべきであるということについては、基本的に私賛成しておるものであるということを申上げておるのであります。他面においていわゆる逆コースの動きに対しても、私は淺井さんが政府委員であつても、そうした逆コースができるだけサボー^トするような立場に立たれないところの政府委員であるということをば希望するものであることを一言申上げておきたいのですが、同じような考え方に基きまして、昨日のこの委員会において私はこの外務人事審議会の構成について質問いたしたのであります。が、お留守であつたので、特にあなた御答弁を得たいと思うのであります。先般来基本的な私の質問展開のベースとしてお話しましたマッカーサー・アドミニストレーションを通じて日本に入れられたところの、新らしいよき民主主義の制度というものが、その精神が理解されないということからして、これを廢止することを、他のことについても非常に多くやつておる、その一つの現われがこの法案の中にも出でるということを申したのであります。が、その観念に基いてお尋ねしたいことは、この人事院の人事委員

会の構成というものにつきましては、国家公務員法の第五條でありますか、いろいろな制限が規定されておる。即ち「人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり」云々というようなこと、それからその末項におきましては「人事官の任命については、その中の二人が、同一政党に属し、又は同一の大学部を卒業した者となることとなつてはならない」こういう規定であります。そういうことを第五條に規定しております。これは一つの例であります、が、こういう国家公務員法に盛り込んでおりますする非常に民主的な、そして日本の官吏制度において最も鋭切なるところの私は考えだと思うのであります。ところが、先般申しておりますることによつて、現政府の代表者及び閣僚の諸君という者は明治憲法のセンスしかないのですますするから、こうじうことがわかつておらん。併し私はこれ非常に必要な規定であると考えるのでありますて、例えば引用いたしました第五條の末項の、「その中の二人が、同一政党に属し」云々というようなことは、これはまあいわゆるスポイエルシステムの排除であります。こういうことも私は中に書いて置くべきではないか。又更にそれよりも私は外務省の人事行政において必要だと思いますことは、司一大学学部を卒業した者

がこの審議会の構成員に二人以上おいてはいかんということであります。これは昨日も申したことであります。それは、日本官界を長年の間支配壟斷して來ましたところの学閥の勢力を打破するということの上において非常に必要なことだと思うのであります。それはいわゆるそうした独占的な学閥の勢力を振つて來ましたところの学校の出身者でいらっしゃらない。日本の民主主義の先覚者である福澤先生の門下で、いられる淺井さんのような人にして、初めてこの重大な意義が私は理解できるじやないかと思うのであります。この規定はやはり国家公務員法と同様に、この外務人事審議会の構成に当つても規定して置くことが必要だと思ふ。それについての御答弁を得たいと思います。

のでございます。その最もいい例は裁判所でございまして、我々は生命、身体、財産、名誉すべての権利の保護を裁判所に求めておるのでございまするが、この裁判所の裁判官の構成につきましては、国家公務員法第五條のようないくさよくなことを眼中に置かないでやつております。三人とも公平委員が同じ大学の卒業生であることもございま事院の公平委員会、これについても同じ大学の出身でございましようとも、同じ府県の出身でございましようとも、ただその人にして公正に判断し得るものならば差支えないようにも思つております。それからこの外務人事審議会と同じような機能を營みまする人材として、殊にすべての公平委員は人事院の事務総局の職員ばかりであるのが原則でございます。たゞ一例外として、外部から学識経験者を加えまするけれども、結局公平委員会の構成は、大体において人事院は職員のみでやつておるのでございまして、さらばと言つて人事院の公平委員会が非常な不公平なことをやつておるというような非難もないよう考へております。そこでこの外務人事審議会の構成を見ますと、その点はむしろ非常に心してやつておるよう思つております。即ち最前申しましてよう、五人のうち一人だけが外務省の職員であつて、一人は人事院の職員、他の三名は外部から学識経験者を持つて来るといふのは、その出身学校云々といふよりなことはやりませんけれども、結局これは公平を旨として、成るべくあつちこつちから人を集める、こ

するので、國家公務員法第五條といふ
ような規定のところまで行く必要はない
いように思つております。
○吉川末次郎君 私はどうも速井縞裁判
がいつかの間にかやはり役人くさくな
つて、福澤先生の伝統的な精神を蹂躪せ
したような御弁をわざ／＼お言いに
なる心持が甚だ不可解なんですが、お
答えになりました中で、こういうこと
がそのほかに規定されておらん、規定
されておらんところの例として裁判所
の構成についてお述べになりましたが、
裁判官が裁判をする場合、その就職、
懲戒、任免、その他のことを人事行政
についてやりますところの立場にお
るものと私は同じように考えられる
のは非常におかしい。むしろそういう
ようなことをおつしやるならば、人事
委員会の構成に第五條末項のような規
定があることそれ自身をも否定されな
ければならんことになるのではないか
と思うのであります。それからそういう
例がないというお話をありました
が、或いは法律規定ではなかつたかも
知れません。併し實際上そういうこと
は現在においても非常に強く言われ、
又行われておるのであります。その例
は私の知つておる範圍において挙げま
すれば、これ又あなたの役所と同じよ
うに、近く無理解なるところの保守
政府の反動的な行政機構の改革によつ
て廃止されることになるだらうと思ひ
てあります。ところがその委員の構成
につきましても、これは東京帝國大學
の卒業生をしてはならんということを
知る方面からサゼッションを與えられ

たのであります。それを與えられて、いるところのその学校の出身者からいたしますと、甚だ不愉快に思われる事であると思うのでありますけれども、私は日本の民主化のため、官僚の政治の再検討を行わなければならぬとありますけれども、それが非常に必要であるという建前からいたしますと、私はその筋から、のそししたセツションと処置といふものは、本当に日本国民の民主化を垣つておるところの第三者の公平なることは意見であり、処置であつたと思うのであります。事実そういうことが行われた。その当時私委員長としてそのことに当面したのであります。そういうことがありますたのであります。これはそうして又殊に日本の官僚政治の改革のために必要なことだと思うのであります。それではかには例がないかといふようなことをお答えになりますのは、私はあなたの仕事に対するところの誠意が甚だ不十分であると共に、そういう事実を無視してもこうした馬鹿げなことをばあなたがほかの官僚と同じくうなイデオロギーによつて擁護せられる氣持を、私は国會議員の一員として非難したいと思います。なおいろいろお尋ねしたいこともあります。併しながら吉川さんの御論議は、結局一つの大前提に立つておるのであります。結局これは逆コースだということですが、一応これで私はやめておきます。

午後零時八分速記中止

○委員長(有馬英二君) わよいと速記をとめて。
午後零時八分速記中止

午後零時二十四分速記開始
○委員長(有馬英二君) 速記を起立て。統して御質疑のおありのかたは御発言を願います。……別に御発言もないうでござりますから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(有馬英二君) 御異議あると認めます。それではこれより公務員法案を議題といたしまして、それへ賛否を明らかにしてお願意ます。

○
緒
篇

渉の任務を円満にさせる意味におきまして、私は本案に賛成いたします。

○吉川末次郎君 私は社会党第二控議團を代表いたしまして本案に反対いたしました。反対の理由につきましては、太体において昨年来の私の質問のうちにも意見が出ておると思われるのですが、第一にはその節中上げましたよ

うに、國家公務員法の持つておりまするところの、戰後の民主主義の發展に伴う官吏制度の改革についての基本的な精神がこの法案の中には取入れられておらんということ、従つて國家公務員法の特例法であるということの建設前を私たちが是認することができないということであります。

なお細かい点についての反対理由は省略いたしますが、要約して申しまするならば、これは政府の政治に対するいわゆる逆コースの線に沿うた改憲であつて、又從來の外務省の官僚が、いわゆる霞ヶ関の官僚として持つておりました一種の官僚的な悪い特性といふものを依然として温存しようといふところの見解の上に立つて、それが諸種の形において表現されておると考へるわけであります。従つてこの法律案に対しましては反対いたすものであります。

○平林太一君 私は本案に賛成をいたします。併しこの機会に特に希望を申し上げておきたいと思いまことは、日本外交の再開を眞近に控えまして本法案が施行いたされることを予測いたしました。その執行、運営が極めて我が国の独立外交に相即応した多大の成果をもたらすことを深く期待いたすものであります。

それにつきましても取りあえず要望いたしておきることは、この法案の施行に当りましては、只今總理大臣が外務大臣を兼任いたしておりますが、むしろこの際速かにこの外務大臣を専任大臣とするの処置を政府は早急に講すべきであるということをこの際強く要望いたしまして本案に賛成をいたします。

なおこの機会に、過ぎたことでもあります。そういうことを申上げるにつけましても、速記録に私はとどめておきたいと思いますが、先般行政協定のこの重大な対外交渉に当りましたて、外務大臣が、國務大臣をしてこの衝に当らしめたということは私は非常に遺憾であったというふうことをこの際申上げなければならぬと思います。吉田總理は行政協定に当りこのような重大な交渉に当るにつきましては、むしろそれなら總理みずから當るべきものであります。そうして國家の大事にこれは任せるべきものであつたと思います。併しながら若しそれ理由あつて總理がその衝に當ることができなければ、國務大臣としての岡崎君をして外務大臣に専任せしめてこの衝に当らしめるということが当然であると思ふ。岡崎君自体は國務大臣としてあの衝に當るに際しては、先方のラスク氏は大統領特使として來られておる。國務大臣などといふ子ばらしい姿をしてそうして先方の特使に當るということは、随分不自由なことがあつたのではないか。それから又交渉といふのは要するに当該者の人と人との対決である。この場合に何となしにこれは押され勝ちの感がある。それが我がほうの條約の上に、取極、或いは國際間の約束でありますから、今日もはや独立を堅持をしまして講和の効力を迎えておるときに、おきましては、この外務公務員法のこれに私は賛成するについても、ようなく外務大臣を速かに専任外務大臣たらしめることをこの際強く希望いたしまして、本条に賛成するものであります。

○委員長(有馬英二君) ほかに御発言ございませんか。御発言がないようでござりますから、討論は終結をしたるものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。外務公務員法案を原案通り可決することに御賛成のかたは挙手を願います。

○委員長(有馬英二君) 多数と認めます。よって本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容及び本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
のものと決定をいたしました。な
るに於ける委員長の口頭報告
は、本院規則第百四條によつて
しめ多數意見者の承認を経なけ
らないことになつておりますが
は委員長において本法案の内容
として御承認願うことに御異議
ませんか。

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附すことになりますから、本案可とされたかたは順次御署名を願います。

多數意見者署名

徳川 賴貞 國伊能
平林 太一 伊達源一郎
野田 後作 大隈 信幸

七八
卷之三

午後零時三十四分散会

昭和二十七年四月七日印刷

昭和二十七年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 店